お取引先各位

日本製紙連合会

製紙業界の物流問題に関するお願い

平素は弊会及び会員各社に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、製紙各社は、お取引先様のご要望にお応えし、安全で効率的な配送を行うべく、協力会社と一体となり対応に努めておりますが、昨今社会問題となっております、トラック運送業における長時間の荷待ちや附帯作業の要請等、厳しい労働環境を要因としたドライバー不足による物流問題が、製紙業界においても顕在化しており、お取引先様への製品納入に支障を来すことが懸念されております。

このような状況を踏まえ、製紙業界では、経済産業省、国土交通省等の協力を得ながら、更なる効率化を推進し、トラック運送事業者が労働時間等のルールを遵守できるよう対策を講じてまいりますが、そのためには、お取引先様のご協力が不可欠でございます。

つきましては、長時間労働の是正、附帯作業の改善について、下記により、ご協力をお願いする次第でございます。何卒事情をご賢察の上、改めて製紙業界が直面する物流問題に、ご理解、ご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

記

・ 長時間労働について

(荷卸し時間の厳守)

昨年7月1日により荷主の都合による30分以上の荷待ちは「乗務記録」に記載することが義務付けられております。国土交通省が「荷待ち時間のサンプル調査」を実施したところ、「紙・パルプ」がワースト3業種に含まれるとの結果が出されております。荷待ち時間を削減するため、荷卸しの時間帯を厳守して頂くようお願いします。

(発注条件と到着時間の設定)

発注・納入条件の急な変更はお控えください。また、運転手の安全を確保するため、休憩・休息時間を 考慮した余裕のある到着時間の設定をお願いします。

☆ 附帯作業の要請について

(附帯作業の要請)

荷卸し現場での急な要請による作業依頼はお控えください。また、負担の大きい作業、安全上問題のある作業についても、見直しをご検討頂きますようお願いします。

☆ 危険を伴う作業の改善

(荷卸し作業)

トラックドライバー単独による荷卸し作業、荷台後方からリフトを使用せず緩衝材に落とす作業等、危険を伴う作業は、労働災害を防止するため、避けるようお願いします。

(フォークリフトによる作業)

公道上におけるフォークリフトでの荷役作業は、道路交通法で禁止されています。荷役作業時の法令遵 守にご協力下さいますようお願いします。

以上